

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

令和2年12月定例会

農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてであります。

このことについて一部の委員から、本県の防疫体制はどうか。また、発生した場合の経済的損失への救済措置はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、隣県での発生直後から二度にわたる緊急消毒を実施し、予防措置の強化を図っている。また、平時から、動員体制や防疫資機材の整備、民間団体との協定締結に加え、防疫演習を毎年実施しており、万が一の発生時には、知事を本部長とする対策本部を立ち上げ、全庁体制で防疫措置を行うこととしている。

また、発生農場では、全ての鶏の殺処分を行う他、10km圏内に鶏の移動や搬出を制限する区域の設定や消毒ポイントを設置するなどウイルスを発生地域外に拡散させない措置を講じることとしている。

また、発生農家の損失については、法に基づく手当金により全額が補てんされるとともに、家畜防疫互助基金制度から雛の導入経費も手当される旨の答弁がありました。

第2点は、アコヤガイの現状と対応についてであります。

このことについて一部の委員から、今年度の稚貝のへい死状況と母貝の確保状況はどうか。また、養殖業者の経営維持に向けた支援はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県漁協の調査では、稚貝は9月末現在で例年の7割程度が確保されている。母貝は昨年度の稚貝大量へい死の影響により、例年の4割程度しか確保されておらず、今後の真珠の生産量減少を懸念している。

また、関係団体から要望があった農林漁業セーフティネット資金のコロナ特例措置の延長については、当面、日本政策金融公庫が手続きを弾力的に運用することで、県内全ての真珠養殖業者に適用されることとなった。加えて、調整保管用の機器整備についても、県漁協において導入の目途が立っている旨の答弁がありました。

第3点は、立間地区の再編復旧についてであります。

このことについて一部の委員から、宇和島市立間地区と先行している3地区の事業はどう違うのか。また、地元負担はどの程度になるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、先行の3地区は、樹園地の区画整理のみであることから、地元負担を伴わない農地中間管理機構関連農地整備事業で対応している。一方、立間地区では、谷沿いの園地で一部山林を取り込まなければ効果の高い整備が困難であることに加え、農道やかんがい施設の一体的整備を求める地元要望を十分反映するため、地元負担は生じるが、畑地帯総合整備事業により復旧に取り組むこととした。

また、地元負担については、全ての農地を担い手に集積することにより、事業費の10%の地元負担に対して、8.5%分が助成されるため、実質1.5%の負担となる。

本事業は総合的な整備が可能であり、立間地区をモデルに今後の樹園地の再編整備に活用していきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・新型コロナウイルス感染拡大による県産牛肉への影響と対応
- ・豚熱の防疫対策
- ・漁港施設の有効活用策
- ・高収益作物次期作支援交付金の運用見直し
- ・種苗法の改正

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。